

第24回

トラブル防止のための遺言の活用と注意点

不動産などの資産を次代に引き継いでいくために、誰もが悩ましい問題と考えるのが「相続」である。自身の間で「争族」が起きることのないよう、本稿で紹介される遺言の活用を前向きに検討したいところだ。

数年前から「終活」というキーワードが様々なところで使われるようになった。社以下、説明をして参り進んでいく中、人々の終活に対する興味関心もそれだけ増しているということなので、

各相続人の遺留分への配慮が重要  
相続財産の記載漏れにも注意が必要

私自身、終活をテーマとした講演を各地でさせて頂いており、その際「遺言がある」といっては、遺された家族の負担もずいぶん変わります。ただし作り次第ではかえってトラブルの種にも

なりかねないので注意しましょう」といった話をいつもするようにしています。

今回は、遺言の作成において、被相続人の選り戸籍が不要になるな

「遺言の種類、遺言の作成にまつわるトラブル」というキーワードが様々なところで使われるようになった。社以下、説明をして参り進んでいく中、人々の終活に対する興味関心もそれだけ増しているということなので、

1) 遺言の作成におけるメリット

「遺言は何となく敷居が高そうだが、自分は大して財産もないから遺言なんて不要だ」と思っている方が多いと思います。故人の遺志が適切に示された遺言書があることで、後々の遺族間におけるトラブルや紛争を防ぐことができま

ど、相続人が取り揃え、証役場で公証人を介し、要です。たとえば、戸建の不動産を所有している被相続人が、併せて所有していた公衆用道路の記載を漏らして遺言書を作成していた場合、その不動産を譲り受ける相続人は、当該道路を自身が相続する旨の遺産分割協議を別途他の相続人との間で行わなければならない、余計な手間と負担が生じてしまいます。

2) 遺言の種類とそれぞれのメリット・デメリット

遺言は大きく分けて3種類ありますが、その中でも「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」の2つが一般的によく用いられる方法といえます。自筆証書遺言は、費用がかからず、紙とペンと印鑑があれば誰でもどこでも作成が可能である、という簡便さがあること、

3) 遺言の作成にまつわるトラブルの防止策

遺言は大きく分けて3種類ありますが、その中でも「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」の2つが一般的によく用いられる方法といえます。自筆証書遺言は、費用がかからず、紙とペンと印鑑があれば誰でもどこでも作成が可能である、という簡便さがあること、

4) まとめ

以上、今回は遺言を中心に説明させて頂きましたが、私自身、この遺言の作成のアドバースに依りており、また、一般社団法人不動産ビジネス専門協会内でも、相続・事業承継ワーキンググループという勉強会を組成しており、私のほかにも税理士、行政書士、不動産コンサルタント、FPなどの各種専門家が集い、様々なご相談にお応えできるよう日々研鑽を積んでおります。お困りごとがある際には、どうぞお気軽にご相談ください。

今月の筆者

平成14年に行政書士、平成15年に司法書士の資格を取得した後、山田ビジネスコンサルティング株式会社に入社。平成28年1月に独立開業し、現在は登記・後見業務のほか、各種相談対応、セミナー講師などを幅広く手掛けている。



塩足司法書士事務所  
司法書士・行政書士  
塩足 昌弘

コラムのご感想・ご意見は下記まで!

一般社団法人不動産ビジネス専門家協会  
東京都千代田区神田東松下町28番地  
小林ビル101 (☎03-3527-1876)  
http://www.fudosan-pro.biz/